

改正 平成23年6月23日東医大発第345号 平成24年12月6日東医大発第648号  
平成26年8月6日東医大発第624号

（目的）

第1条 この規程は、東京医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第18章の規定に基づき、短時間正規雇用に関する取扱いについて定めるものであり、次の各号を目的とする。

- （1） 育児などの理由による教員の研究活動の遅滞を防ぎ、内外支援制度等を利用した研究活動の維持を図ること。
- （2） 育児などの理由による医師の離職を防止し、又は医師の復職及び再雇用を促進することにより医師の確保を図ること。

（対象者および禁止事項）

第2条 短時間正規雇用制度の適用を受ける場合、一般教育、基礎・社会医学系、看護学系の者は研究助教、臨床医学系の者は病院助教とする。ただし、現に本学に常勤で勤務し、又は常勤で勤務したことがある者で、次の各号のいずれかに該当する者とし、病院助教は、医師又は歯科医師で臨床研修を修了した者でなければならない。

- （1） 小学校3年生までの子（実子又は養子）と同居し、養育する者  
但し、配偶者が、職業に就いていないか、又は配偶者の週の所定労働日数が3日以下の者を除く。
- （2） 次の者（以下「対象家族」という。）を、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害等により介護する必要がある者  
ア 配偶者（届出をしていなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  
イ 父母  
ウ 子  
エ 配偶者の父母  
オ 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- （3） 長期にわたり学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するため、理事長の許可を得た者
- （4） その他、理事長が特に認めた者

2 病院助教は、有給無給を問わず、本学以外の職又は業務としての教育・診療の許可をしない。但し、第4条に定める勤務時間外に、1週1日又は半日2回を限度として病院長の許可を得た場合は、この限りでない。

（期間）

第3条 短時間正規雇用の期間は、原則として次のとおりとする。

- （1） 小学校3年生までの子（実子又は養子）と同居し、養育する場合は、その子が小学校3年生までの期間とする。
- （2） 対象家族を負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害等により介護する場合は、許可された期間とする。  
但し、対象家族の死亡等により介護を行わなくなった場合には、介護を行わなくなった日をもって終了する。
- （3） 長期にわたり学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するため、理事長の許可を得た場合は、その許可期間とする。
- （4） その他、理事長が特に認めた場合は、その許可期間とする。
- （5） 前各号について、許可期間の延長を申請し許可された場合には延長できるものとする。

（勤務時間）

第4条 短時間正規雇用の勤務時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 小学校3年生までの子（実子又は養子）と同居し、養育する場合
  - ア 3歳未満の子の場合 1日3時間以上で、かつ週の合計勤務時間が7時間以上とする。
  - イ 3歳以上小学校就学の前日までの子の場合 1日3時間以上で、かつ週の合計勤務時間が14時間以上とする。
  - ウ 小学校1年生以上小学校3年生までの子の場合 1日3時間以上で、かつ週の合計勤務時間が21時間以上とする。

- (2) 第2条第2号から第4号までの場合 1日3時間以上で、かつ週の合計勤務時間が7時間以上とする。

（給与等の取扱い）

第5条 短時間正規雇用の給与等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本規程の適用を受けて勤務しない日又は時間については、学校法人東京医科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第62条により減額する。又、期末手当については、給与規程第73条により減額する。ただし、勤務時間中における学外研修ならびに学外の職又は業務に従事するなどの禁止措置要領により許可された日又は時間は減額しない。

- (2) 通勤手当は次により算出する。

- ア 給与規程第40条第1号に該当する者に対して給与規程第41条第1項により支給する通勤手当の額の算出する場合は、給与規程第43条第3項中「1月の定期券代に相当する額」を「1月の定期券代に相当する額と乗車券代のいずれか低い額」と読み替えて算出した額

- イ 給与規程第40条第2号に該当する者に支給する通勤手当を算出する場合は、給与規程別表17の1及び2の支給額を5で除した額に短縮された後の1週あたりの労働日数（但し、5日を限度とする。）を乗じた額

- (3) 本規程の適用期間については、勤務日数に応じて退職金の算出の基礎となる勤続期間に算入する。

- (4) 定期昇給の期間算定については通常勤務した者と同様に取り扱うこととする。

（社会保険の取扱い）

第6条 短時間正規雇用は、社会保険を適用する。

（定員管理）

第7条 研究助教の定員管理は、常勤教育職員からの身分変更により研究助教への任用を行い、この定員を設けない。

2 病院助教の定員管理は、病院助教の労働時間を常勤換算することによりこれを管理し、常勤換算にあたっては、1週間の労働時間を39時間とする。また、この定員は常勤教育職員とは別に設ける。

（任用手続き等）

第8条 研究助教及び病院助教の任用手続きは、「東京医科大学教育職員及び助手職員選考規程」の定めによる。

附 則

この規程は、平成23年4月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月23日東医大発第345号）

この規程は、平成23年6月14日から施行する。（第1条及び第2条第1項の改正）

附 則（平成24年12月6日東医大発第648号）

この規程は、平成24年12月6日から施行し、平成24年11月8日から適用する。（第2条第2項の改正）

附 則（平成26年8月6日東医大発第624号）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。（第1条、第2条第1項、第5条第1号、同条第3号、第7条及び第8条の改正）